

# 11号区域指定廃止に向けた 取り組みをおこなっています

春日部市では、コンパクトなまちづくりへの転換を図るため、都市計画法第34条第11号に基づく区域指定（以降、「11号区域指定」）の廃止に向けた取り組みをおこなっています。

## 取り組みの概要

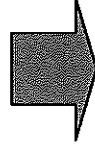
条例を改正し、11号区域指定に関する規定を削除します。  
また、基準や手続きを定めた「指定運用方針」を廃止します。

区域区分前の集落地の「既存住宅団地」及び「西宝珠花地区」  
については、代替の立地基準を設けます。

## スケジュール

※予定のため、変更が生じる場合があります。

平成30年 6月 パブリックコメント  
9月 条例改正



移行期間 約6か月

平成31年 4月 条例施行（11号区域指定廃止）

## 注意事項

- 条例改正後は、平成31年3月29日までに開発許可申請がされたものを有効とします。
- 開発許可申請の前に、「区域指定に関する事前協議」及び「一般開発事業申請」の手続きが必要です。

（お問い合わせ）

春日部市 開発調整課 開発調整担当

電話 048-736-1111（内線3564）